

消 防 救 第 262 号
厚生労働省発医政 0728 第1号
令 和 5 年 7 月 28 日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)
厚生労働省事務次官
(公 印 省 略)

「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について (依頼)

標記については、かねてより種々御尽力をいただいているところですが、本年度も「救急の日」を含む一週間を「救急医療週間」として、別添実施要綱に基づき、救急医療の普及、啓発活動を全国的に実施することとしましたので、格段のご協力をお願いします。

また、管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）及び救急医療関係諸機関に対して周知方よろしくお取り計らい願います。

令和5年度京都府「救急の日」及び「救急医療週間」実施要綱

1 目的

府民の救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることにより、救急医療体制を一層充実させることを目的として、国の定める「救急の日」及び「救急医療週間」を中心に、府民に対して普及啓発活動を実施する。

2 期間

「救急の日」の9月9日(土)を含む「救急医療週間」(令和5年9月3日(日)から9月9日(土)まで)。(ただし、実施期間については、地域の実情に応じて変更できるものとする。)

3 主催

京都府、市町村、消防本部、一般社団法人京都府医師会、一般社団法人京都私立病院協会、一般社団法人京都府病院協会

4 協賛

救急医療関係諸機関

5 実施方針

主催、協賛機関が協力して、「救急の日」及び「救急医療週間」の趣旨にふさわしい内容の行事並びに災害時における救急医療システムの普及、啓発活動を実施するものとする。

- (1) 救命・応急手当(小児救急を含む)の普及啓発
- (2) 救急車及び救急医療機関の適正な利用方法の普及啓発
- (3) 救急医療功労者等の表彰
- (4) 行事の実施例
 - ア 応急手当等に関するパンフレット等の配布
 - イ 救急蘇生法の実演・実習指導
 - ウ 小児救急電話相談事業(#8000)及び救急安心センターきょうと事業(#7119)の普及啓発
 - エ 小児急病対応ガイドブック等の配布
 - オ ビデオ上映並びに救急関係機器及び資材の展示
 - カ 救急医療啓発ポスターの掲示(標語、図画等の募集)
 - キ 救急救命士の行える救急救命処置などの実演、救急救助訓練
 - ク ドクターヘリの啓発活動の実施
 - ケ 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修
 - コ 自動体外式除細動器(AED)の普及啓発及び講習
 - サ 日常の健康教育等の講習会、啓発活動の実施
 - シ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌及び広報誌等による広報
 - ス 救急アンケート調査
 - セ その他